小田原市富士山火山避難要領

（溢流（いつりゅう）的噴火の場合）

１　総　論

（１）　計画の位置づけ

令和３年３月富士山火山防災対策協議会が富士山ハザードマップを改定し、本市の一部に溶岩流が流入する可能性等が示され、令和５年３月富士山火山避難基本計画が策定されました。

これを受け、現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていませんが、本市では、令和６年７月１日の地域防災計画の改定に併せ、特殊災害計画の火山災害対策において富士山火山の災害対策を作成しました。

本計画は、地域防災計画　第３編「特殊災害対策計画」第１章「火山災害対策」第１節「富士山火山防災対策」の、溢流的噴火により溶岩流が本市の北部地域に流入する場合の「避難対策」として計画するものです。

なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害、溶岩流が流入することによって酒匂川に及ぼす影響に基づく災害（氾濫等）は対象としていません。

（２）　計画の前提事項

富士山火山協議会が作成した富士山火山基本計画、神奈川県富士山火山広域避難指針、富士山ハザードマップ及び地域防災計画の第３編火山災害対策を基に、本計画を作成します。

（３）　本計画における避難の特性

ア　市内における広域避難

地震等の災害では、発災後、各地域の住民（自治会）は、近傍の広域避難所（学校）等に避難して、その地区の自治会、学校関係職員、市の配備職員（市民救援部）で避難所運営を行いますが、富士山噴火に伴う溶岩流からの避難では、住んでいる地域から別の地域の広域避難所等に避難するという特性があります。

このため、溶岩流流入予想地域住民の避難要領、避難先避難所における受入要領及び避難所の運営要領等について考慮する必要があります。

イ　「避難」というよりは「待避」

地震等の災害は、突然発生し、建物が倒壊、多くの負傷者等が発生する中での避難となりますが、富士山の溢流的噴火の場合は、ある程度予測ができ、溶岩流の流入まで時間の余裕があるとともに、大きな被害が出ていない（流入地域以外平穏）中での避難となります。

どちらかというと、溶岩流流入の可能性のある地域の住民が準備を周到にして一時的に避難して様子を見て、事後の対応を図るといった「待避」の側面が強いと言えます。

ウ　溶岩流の特性を考慮した避難

流入が予想される溶岩流は、人の歩く速度（約３ｋｍ／ｈ）程度で流れ、本市と開成町の境界に噴火から１７日５時間で到達し、その後、北部地域（桜井全域、富水、東富水、豊川、上府中、曽我の一部）まで流入し、５７日後に停止すると予想されています。噴火以降、溶岩流が到達するまで時間的な余裕があるため、十分な避難準備のもと計画的に避難することが可能です。このため、一般避難者、要配慮者及びペット同行（同伴）避難者を区分した避難要領についても検討します。

また、溶岩流は酒匂川沿いに流下しますが「右岸側は早く、左岸側は遅い」という特性があるため、酒匂川を境に避難要領等について考慮する必要があります。

別紙１「富士山ハザードマップ」

別紙２「溶岩流の流入予想時期（神奈川県西湘地区）」

２　富士山噴火に伴う避難計画（溢流的噴火の場合）

（１） 方　針

市は、富士山が噴火し、溢流的噴火により溶岩流が市の北部地域に流入の可能性がある場合、流下予想地域住民の「生命と財産を守る」ことを重視し、溶岩流の流下状況を確実に把握して、適時・適切な避難準備・指示を発令するとともに、避難時においては、事前の綿密な統制・調整により、避難住民が円滑に避難行動できるよう万全を図ります。

（２） 実施要領

ア　溶岩流流入予想地域の避難区分

溶岩流の特性から酒匂川の右岸と左岸で分けるとともに、溶岩流の流下予想、避難住民の人数及び自治会の区分等を考慮し、３つのグループに区分します。

（ア）　１ＧＰ：桜井全域

（イ）　２ＧＰ：富水・東富水の一部地域

（ウ）　３ＧＰ：豊川・上府中・曽我の一部地域の

別紙３「溶岩流流入予想地域の避難におけるグループ分け」

イ　溶岩流の流入予想地域住民の避難先

避難先は、溶岩流の流入予想地域以外で、グループ分けした住民の数を基に、所要の広域避難所の収容人数等を考慮して選定します。

（ア）　１ＧＰ：南部地区（国府津ＩＣ～森戸川～巡礼街道～飯泉橋～県道７２～小田原厚木道路～箱根町境界以南）

（イ）　２ＧＰ：中部地区（上記以北～飯田岡駅～富士道橋～酒匂川～富士見大橋～県道沼田国府津線～二宮町以南）

（ウ）　３ＧＰ：北部地区（上記以北～富士道橋～県道７１７～酒匂堰～大井町境界以南）

別紙４「溶岩流の流入予想地域住民の避難地域（基準）」

ウ　避難場所

（ア）　避難場所は、溶岩流流入予想地域以外の広域避難所及び２次施設（桜井・報徳小学校、城北中学校除く）の体育館及びグランド、市の施設、要支援者施設（民間含む）、公民館に設定します。収容できない場合、市内の高校の体育館等と調整するとともに、市外への広域避難について、県と神奈川県富士山火山広域避難指針に基づき調整します。

別紙５「県による広域避難先調整要領」

（イ）　考慮事項

各避難先避難所への避難は、各自治会単位を基本としますが、収容できない場合は分割します。この際、避難所運営を考慮し、自治会の主要な役員等の分散配置に考慮します。

要配慮者(家族含む)は、市の福祉施設(バリアフリー型避難場所含む)、民間の福祉施設（空室）等に避難させ、リハビリ等の継続及び長期避難のストレス軽減等に配慮します。

ペット同行（同伴）避難者は、公民館に各種ペットの種類に応じて避難させることにより、動物アレルギー保持者との分離を図る等、ペット同行（同伴）避難に配慮します。

車で避難するため、避難所（グランド）に駐車場を設定します。この際、１家族１台（乗用車）に限定し、その他の車両は、公共の施設等に駐車場を設定します。

エ　避難経路

避難住民が避難先地域に避難するため、主要な幹線道路を避難経路に指定します。

各避難場所への細部の移動経路については、当時の状況により統制します。

別紙６「主要な避難経路」

オ　避難開始（準備）時期

統制線（ＰＬ：Ｐhese　Ｌine）を設定し、溶岩流の流下状況（ＰＬへの接触）に応じて、

表１のとおり、各種指示を発出します。

別紙第７「各ＧＰの避難準備及び避難開始時期」

表１

統　制　線		対象	指示等
ＰＬ－１	山北町と開成町の境界	職員	２号配備
		１ＧＰ要配慮者	避難準備
ＰＬ－２	県道７１２号（開成町役場）	１ＧＰ要配慮者	避難
		１ＧＰ一般住民	避難準備
ＰＬ－３	県道７８号	１ＧＰ一般住民	避難
		２ＧＰ要配慮者	避難準備
ＰＬ－４	開成町と小田原市の境界（北部）	２ＧＰ要配慮者	避難
		２ＧＰ一般住民	避難準備
ＰＬ－５	県道７１４・７１５号（栢山駅）	２ＧＰ一般住民	避難
ＰＬ－６	県道７８号（大井松田ＩＣ）	３ＧＰ要配慮者	避難準備
ＰＬ－７	大井町役場～酒匂川沿いの小田原市と大井町の境界	３ＧＰ要配慮者	避難
		３ＧＰ一般住民	避難準備
ＰＬ－８	ＪＲ上大井駅～県立大井高校～酒匂川沿いの小田原市と大井町の境界	３ＧＰ一般住民	避難

（３）　細部避難要領

ア　要配慮者の避難要領

市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、「小田原市要配慮者支援マニュアル」に基づき、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て実施します。

（ア）　避難準備

市は、避難準備指示を発令するとともに、溶岩流流入予想地域の要配慮者の所在・状況を把握し、避難先の調整を市の福祉施設、民間の福祉施設と実施、避難先が不足する場合は、その他の避難所(バリアフリー型避難場所等)を検討します。また、避難に必要な人員（避難行動要支援者）及び車両（福祉施設の送迎車両、救急車等）の調整を実施します。

要配慮者及び施設等は、避難及び受入に必要な準備を実施します。

（イ）　避難実施

避難指示発令後、避難元と避難先の福祉施設は事前の調整に基づき避難を実施します。

在宅介護者、一人暮らしの高齢者等の避難は、避難行動要支援者（家族、親族、民生委員及び近隣住民の支援者等）の支援を受けて避難します。

上記の支援を受けられない要配慮者については、要請に基づき市で支援します。

イ　一般避難者及びペット同行（同伴）避難者の避難要領

一般避難者とペット同行（同伴）避難者には、同時期に避難準備及び避難指示を発令します。発令後は、指定する避難者集合場所において受付を実施し、避難先を指定されたら、基本的には自家用車で自ら避難先に移動、移動手段のない避難者は、市が準備した車両で移動します。

別紙第８「避難者集合場所の指定」

（ア）　避難準備

ａ　市

市は、避難準備指示（避難地域、避難開始予定時期、避難要領等）を発令するともに各避難者集合場所に職員を派遣し、避難地域の自治会、指定されている学校の関係職員等に避難（受付要領）に関する説明及び避難者集合場所の開設準備を実施します。

また避難先の広域避難所運営委員会へ職員を派遣し、受入れ要領の調整、開設準備公

民館管理者へのペット同行（同伴）避難者の受入れ要領の調整及び開設準備を実施します。その他車両の手配（大型バス等）、交通規制に伴う警察との調整等を実施します。

別紙９「避難者集合場所の開設要領の一例」

b　避難地域の自治会

自治会は、地域の住民に対して、避難に関する説明を実施するとともに、避難者集合場所における開設準備を実施します。

c　避難者集合場所に指定された学校

避難準備指示発令後、学校は生徒の引き渡しを行うとともに、避難者集合場所の開設準備に協力します。

d　避難先の広域避難所運営委員会

避難所の運営は、基本的には市と避難自治会で実施しますが、受入及び避難所運営に関する事項について検討し、受入の準備を実施します。

この際、学校開校時において体育館及びグラウンドを避難所として使用するため、安全管理、特に、生徒活動地域と住民避難地、出入口を区分する等の対策を検討します。

別紙１０「避難所の開設要領の一例」

e　公民館管理者

公民館へのペット同行（同伴）避難者等の受入準備を実施します。

f　一般避難者

自主避難について検討し、自主避難する場合は、避難者氏名・住所、避難先区分・住所等を自治会に通報します。

避難所に避難する場合は、居住する自治会からの避難に関する説明を受け、避難生活に必要なもの、貴重品等を車両に積載する等、避難準備を実施します。

g　ペット同行（同伴）避難者

ｆに同様ですが、ペット避難に必要なもの（ケージ、ペットフード、糞尿処理具等）を避難者自ら準備します。

（イ）　避難実施

a　市

避難指示発令後、避難者集合場所に職員（本部要員、配備職員・市民救援部要員）を配置し、受付業務を実施するとともに、車両（大型バス等）の手配・確認をします。

また、避難先避難所に職員（避難先配備職員・市民救援部要員）を配置し、受入業務を実施します。

b　避難地域の自治会

自治会は、地域住民の避難状況を確認・促進するとともに、避難者集合場所において受付業務を市と連携して実施します。

c　避難者集合場所に指定された学校

避難者集合場所において受付業務に協力します。

d　避難先の広域避難所運営委員会

避難住民の受入業務を、市と連携して実施します。

e　避難先の公民館管理者

公民館へのペット同行（同伴）避難者の受入準備を実施します。

f　一般避難者

避難者集合場所で受付を実施し、示された避難所に自家用車又は市が用意した車両（大型バス等）で移動します。

g　ペット同行（同伴）避難者

避難者集合場所で受付を実施し、示された避難所に自家用車等で移動します。

富士山ハザードマップ



別紙１

溶岩流の流入予想時期（神奈川県西湘地区）

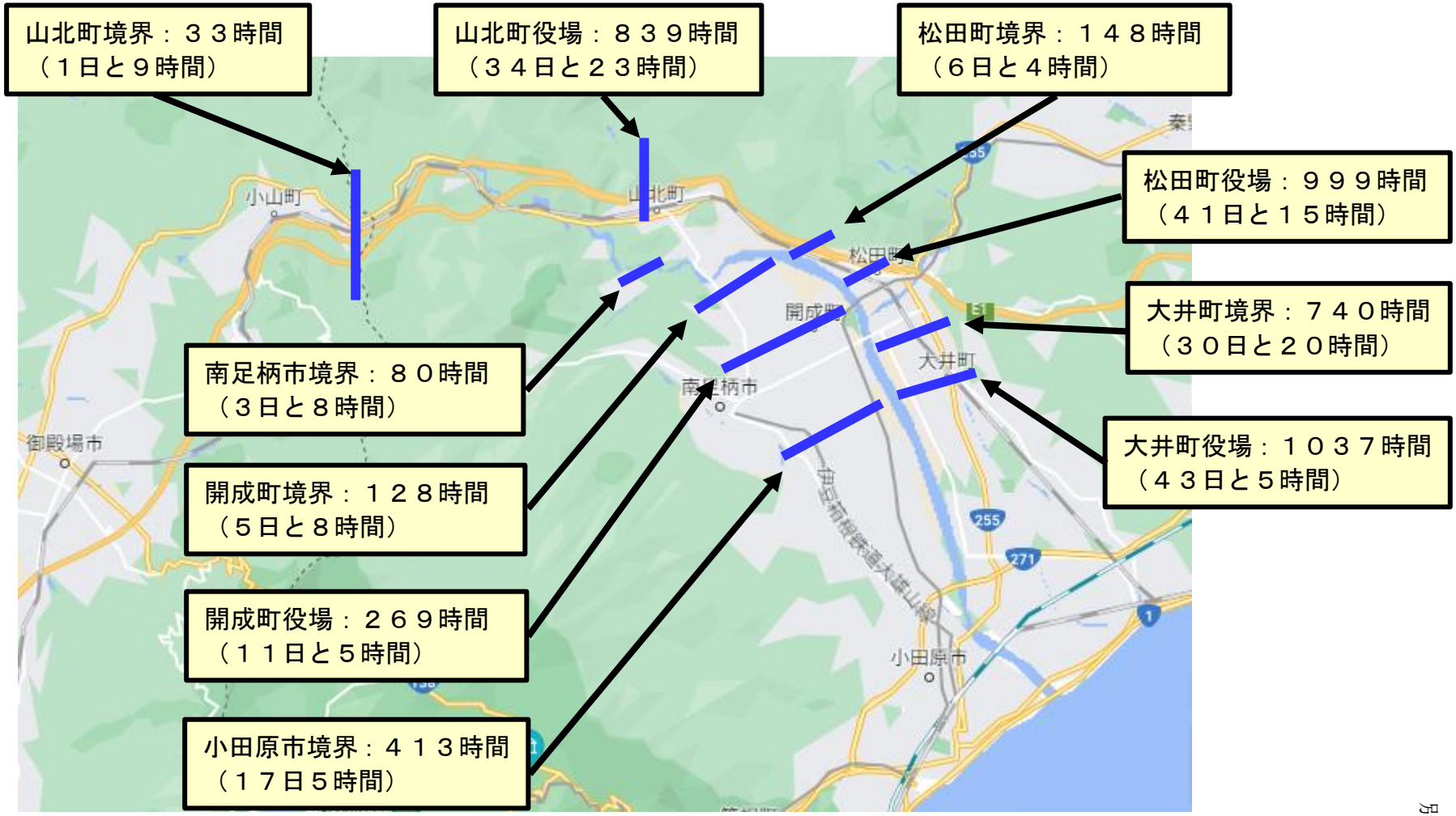

別紙２

溶岩流流入予想地域の避難におけるグループ分け

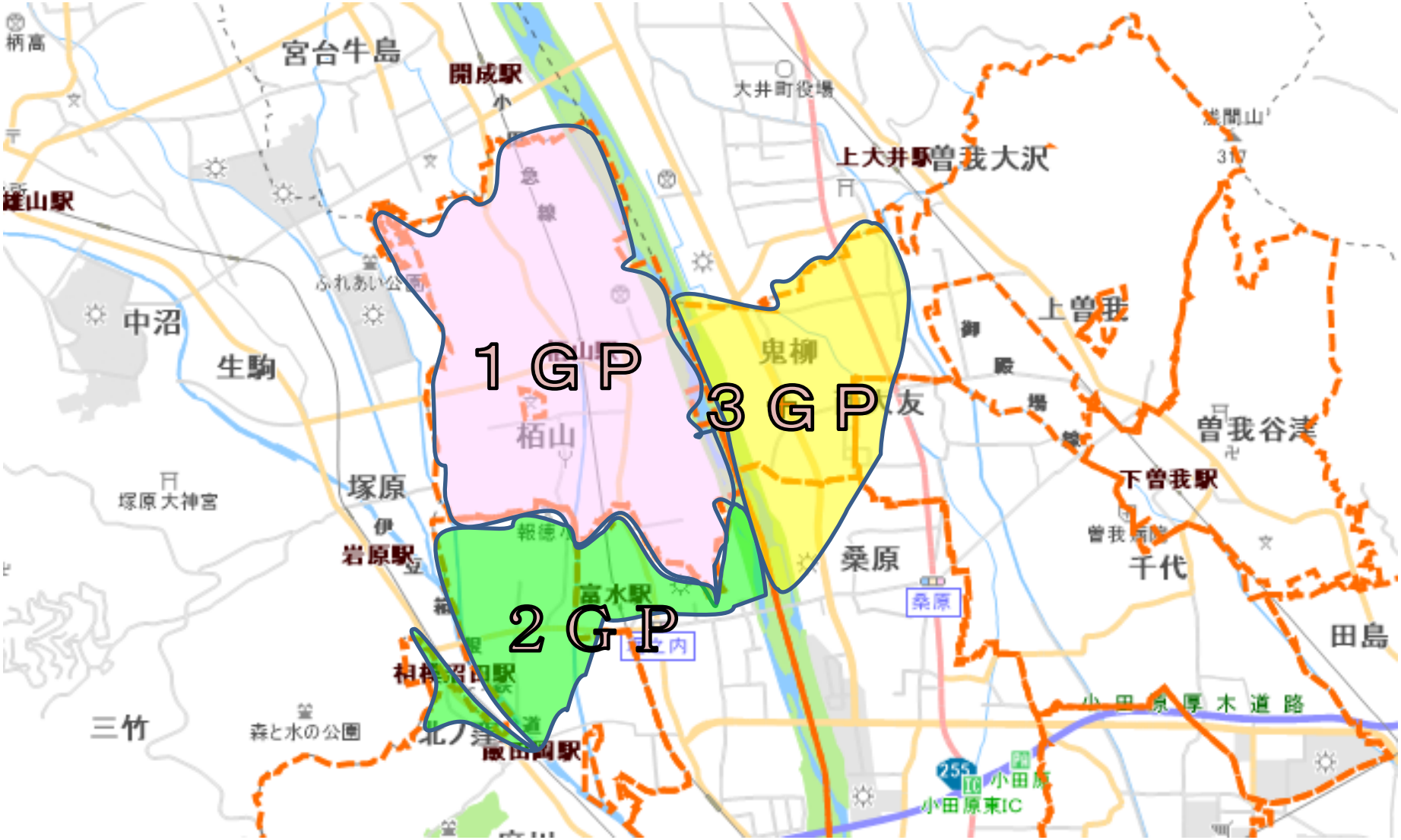

別紙３

溶岩流の流入予想地域住民の避難地域（基準）

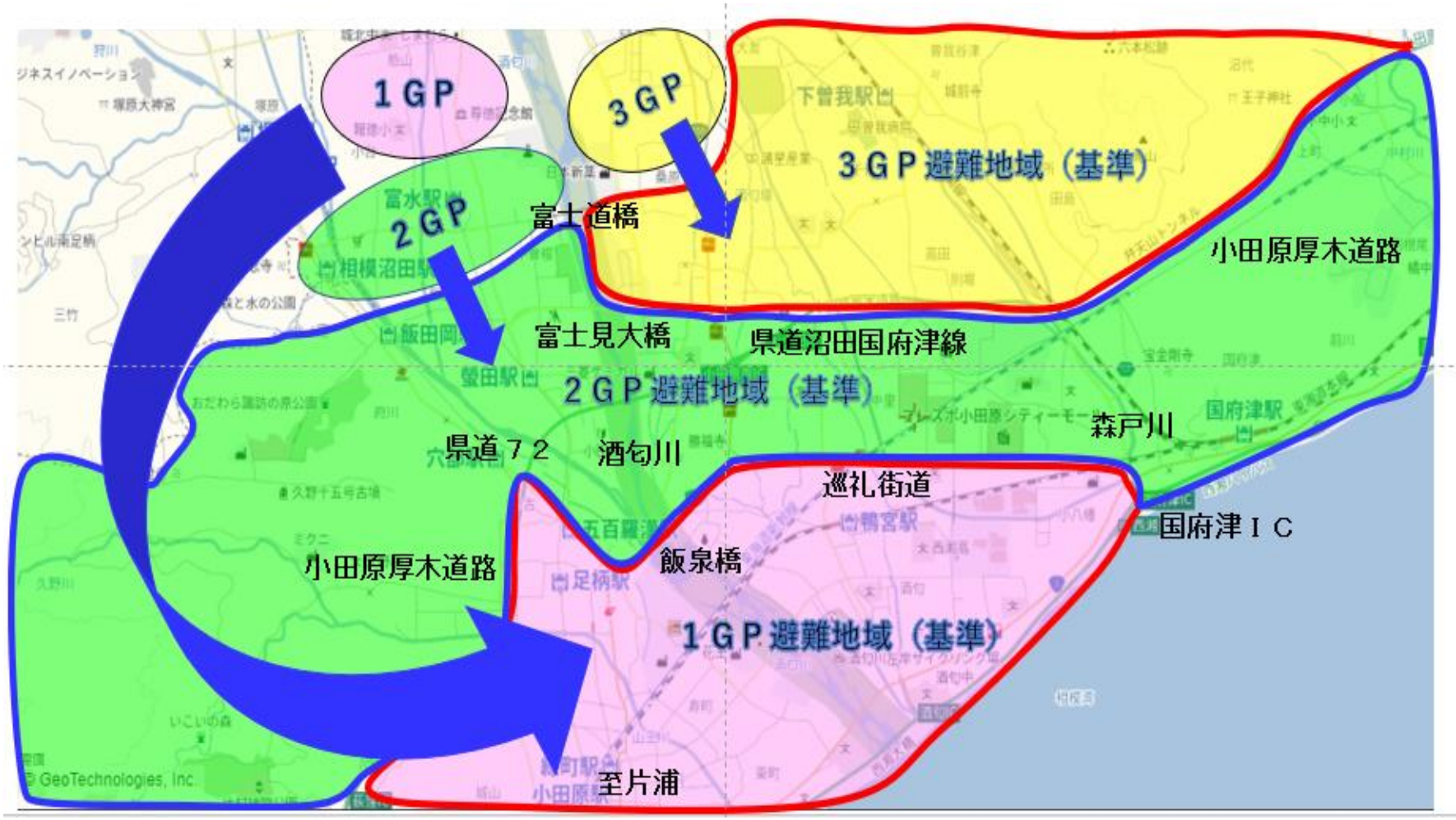

別紙４

県による広域避難先調整要領

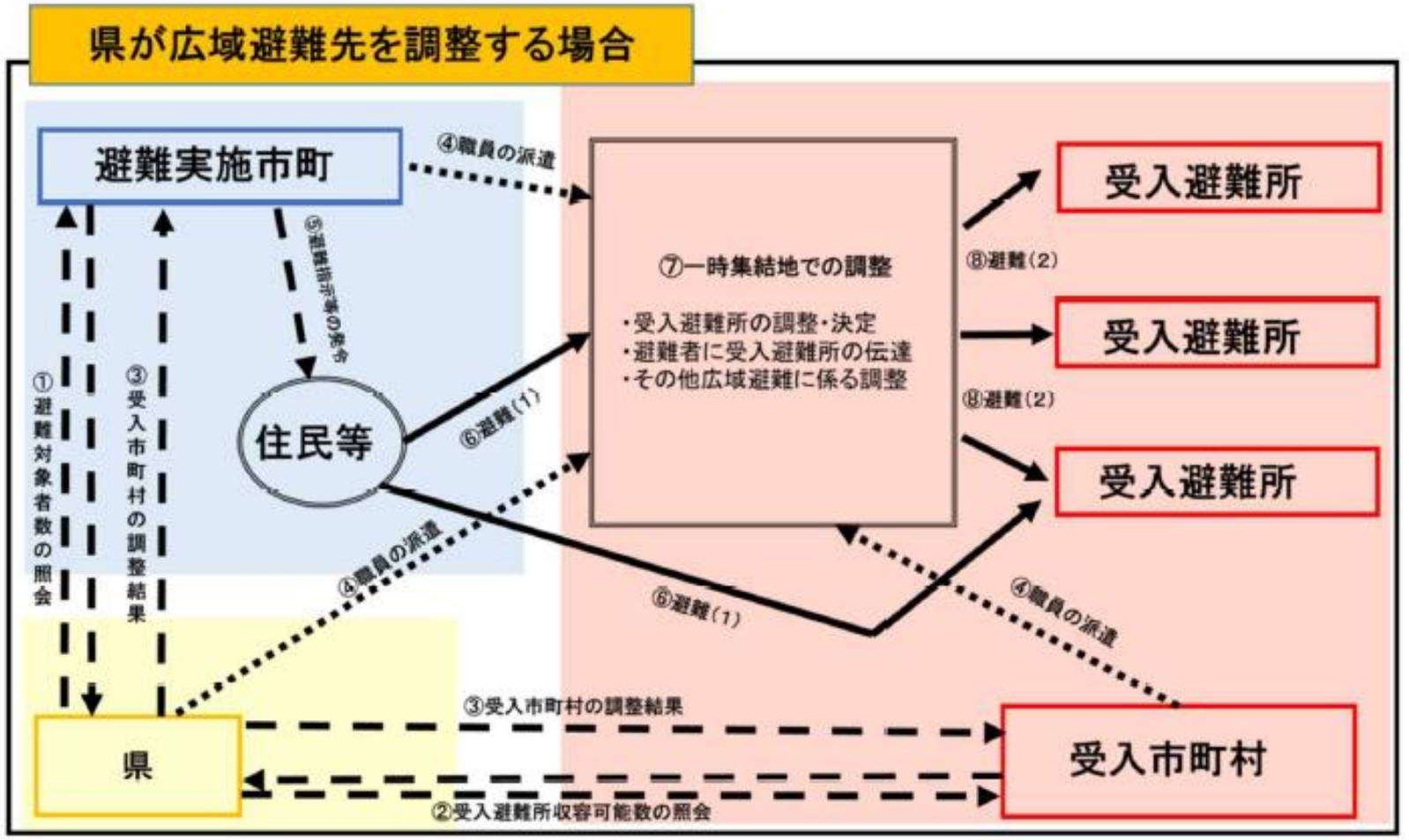

別紙５

主要な避難経路


県道７２０
国道２５５
県道７２
県道沼田国府津線
国道１
巡礼街道
国道１
国道２５５
飯泉橋
至片浦
下曽我駅
塚原駅
岩原駅
富水駅
相模沼田駅
飯田岡駅
蛍田駅
穴部駅
国府津駅
© GeoTechnologies, Inc.

別紙６

各ＧＰの避難準備及び開始時期（基準）

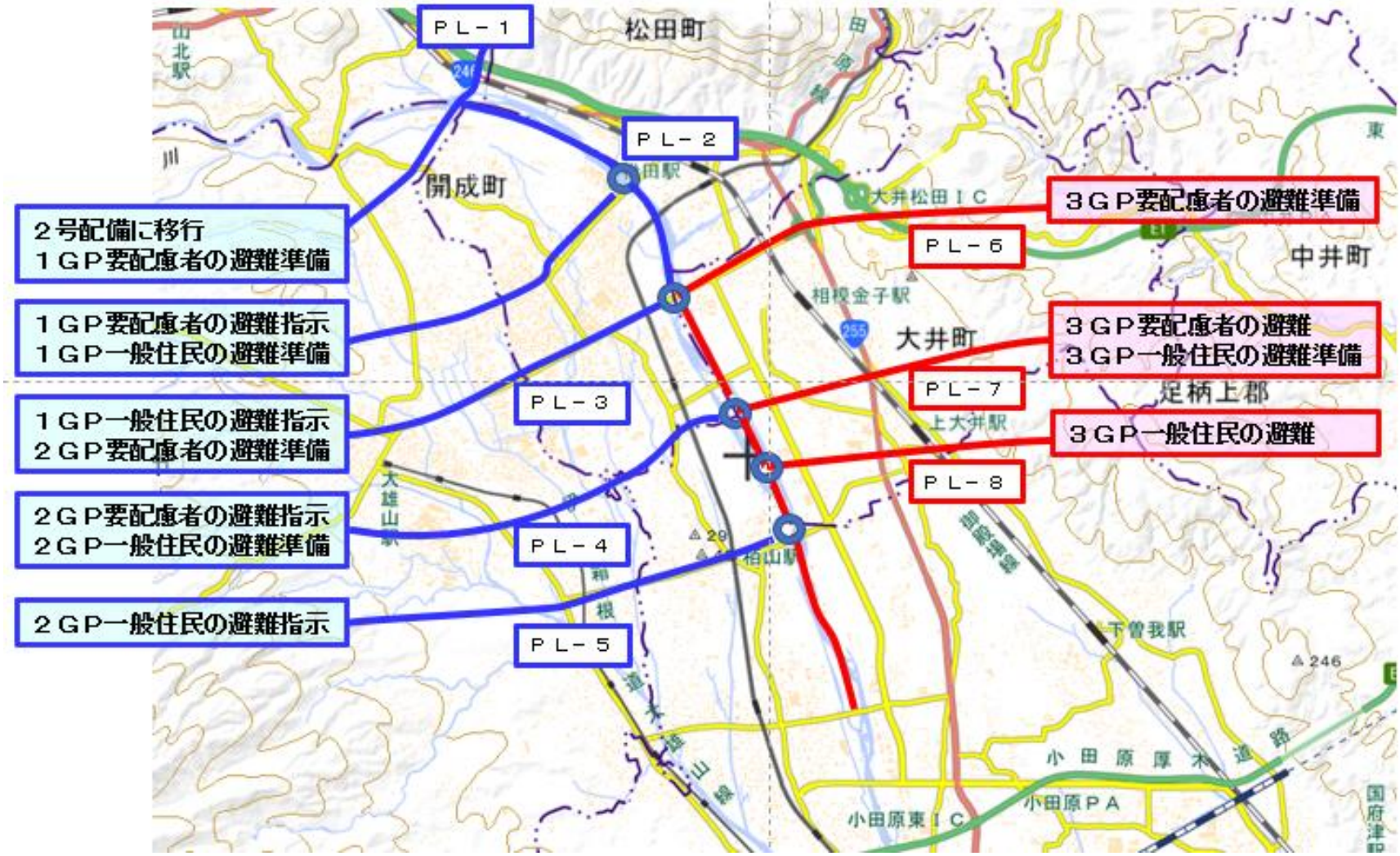

別紙７

避難者集合場所の指定（桜井地区）

避難者集合場所	自治会
桜井小学校	１２５：新屋敷
	１２４：西之庭
	１２１：寺下
小田原北高校	１２２：高河原
	１２３：河原庭
	１２９：東栢山城北
城北中学校	１２６：浅原
	１３１：東栢山道上
	１３４：弥生
報徳小学校	１２８：東栢山学校前
	１３０：東栢山道下
	１３３：西栢山
東富水小学校	１２７：東栢山中の町
	１３２：柳町
※　避難順序は、各避難者集合場所自治会の上から順番に集合	

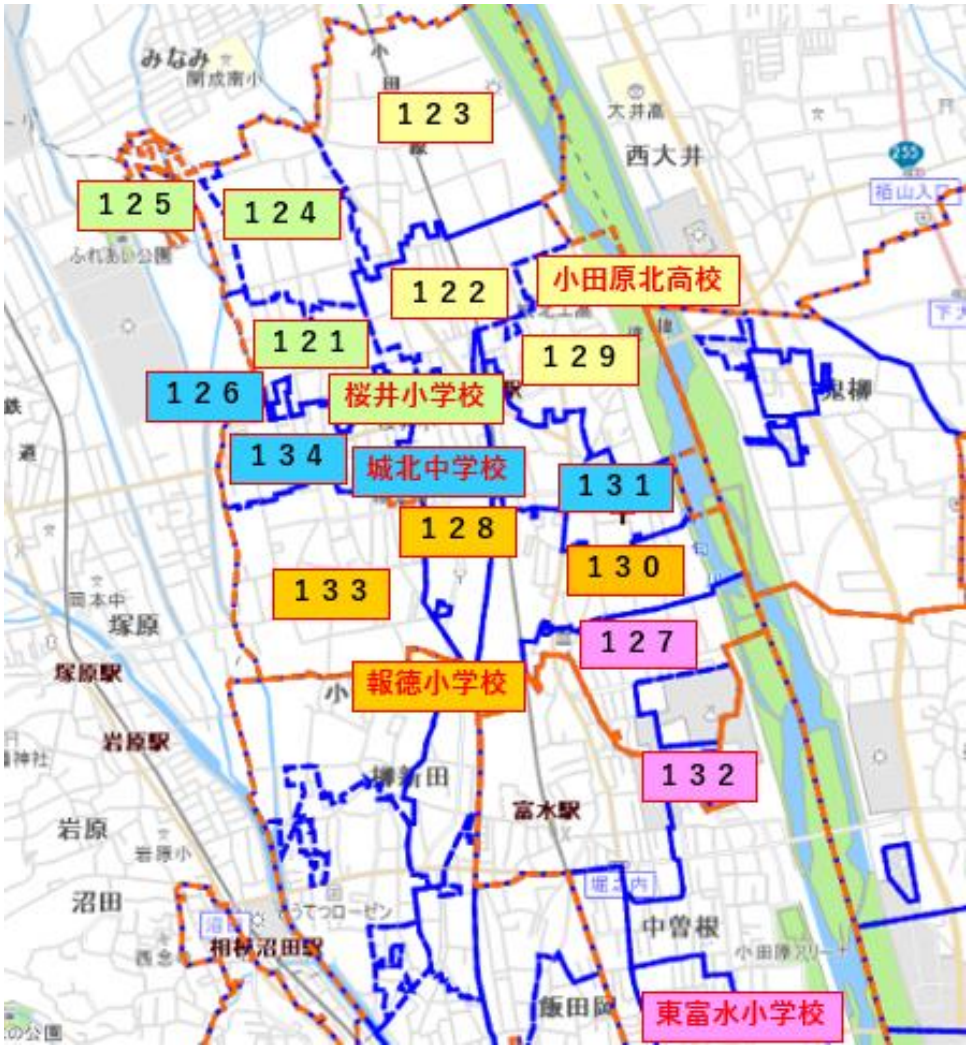

別紙８－１

避難者集合場所の指定（富水・東富水地区）

避難者集合場所	自治会
報徳小学校	１１０：小台
	１０９：柳新田
泉中学校	１１２：新屋
	１１９：上清水
東富水小学校	１０４：堀之内
	１０２：中曽根
富水小学校	１１１：池田
	１１６：北ノ窪

※　避難順序は、各避難者集合場所自治会の上から順番に集合

※　富水・東富水小学校及び泉中学校は、避難所としても使用する。この際、小中学校の生徒がいる家族を優先的に受け入れる。

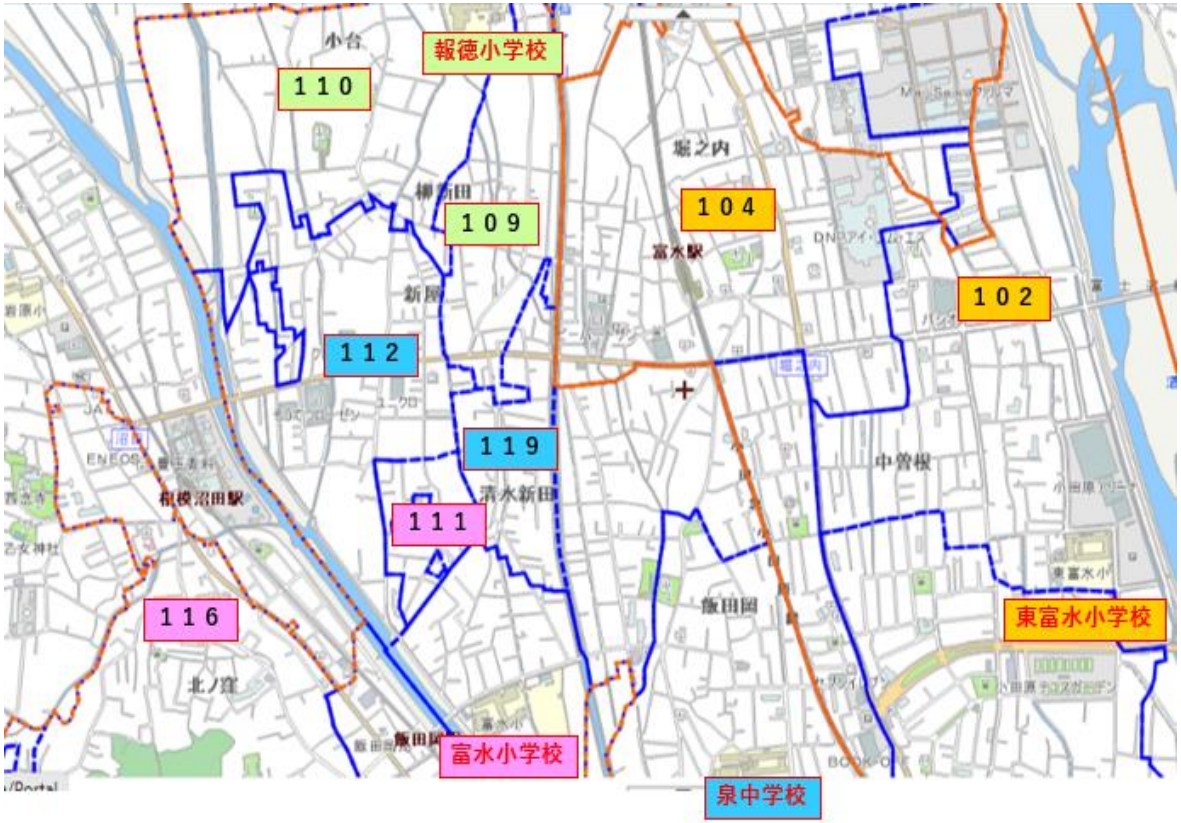

別紙８－２

避難者集合場所（避難所）の指定（豊川・上府中・曽我地区）

この地区では、避難者集合場所イコール避難所となり、定員を超えた場合、下の表に示す避難所に避難する。

避難者集合場所	自治会
曽我小学校	１９７：下大井
千代小学校	１８３：桑原
	１９３：西大友鬼柳
千代中学校	１９８：鬼柳
	２００：春木住宅
	２０１：籠場住宅
	２０２：花里住宅
下曽我小学校	上記避難所で定員を超えた場合に使用

※　千代中学校が定員を超えた場合、千代小学校に避難し、千代小学校が定員を超えた場合、下曽我小学校に避難する。
※　曽我小学校が定員を超えた場合、下曽我小学校に避難する。
※　避難順序は、各避難者集合場所自治会の上から順番に集合



別紙８－３

別紙９

避難者集合場所の開設要領の一例

桜井小学校

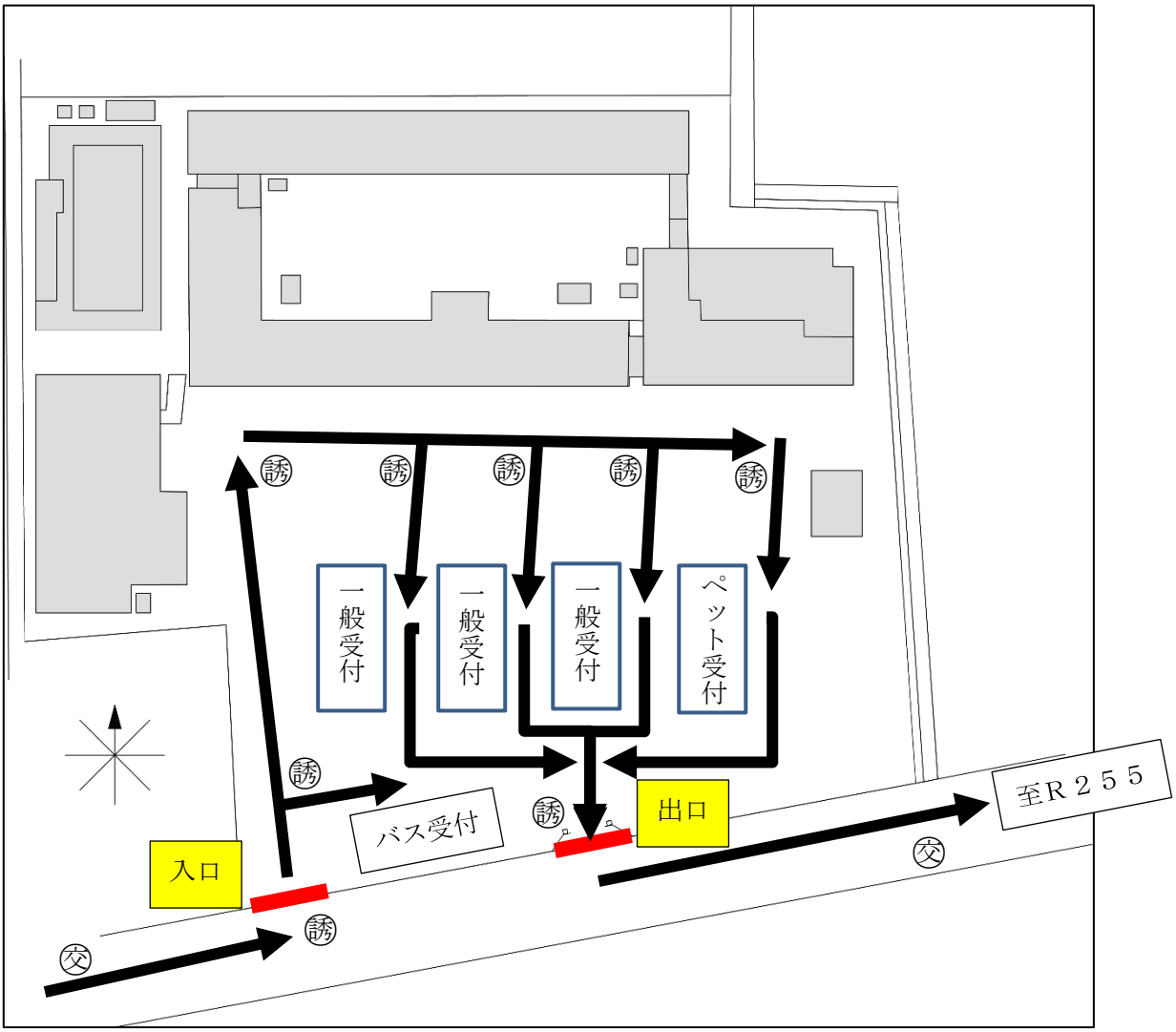

避難者集合場所の配置・運営要領（一例）

１　受付方式

ドライブスルー方式

２　受付全般の統制（基準）

災害対策本部（防災部）要員×１、自治会代表者×１、学校代表者×１

３　受付の配置（基準）

（１）一般避難者受付×３、ペット同行（同伴）避難者受付×１、バスによる避難者受付×１を配置

（２）各受付に３名（受付係、配布係、連絡係）を配置

４　誘導員の配置

出入口及び各受付への主要な地点に配置（上図の㊊は参考）

５　交通統制員の配置

必要により、交通統制員（警察）を配置（上図の㊥は参考）

別紙１０

避難所の開設要領の一例

国府津小学校

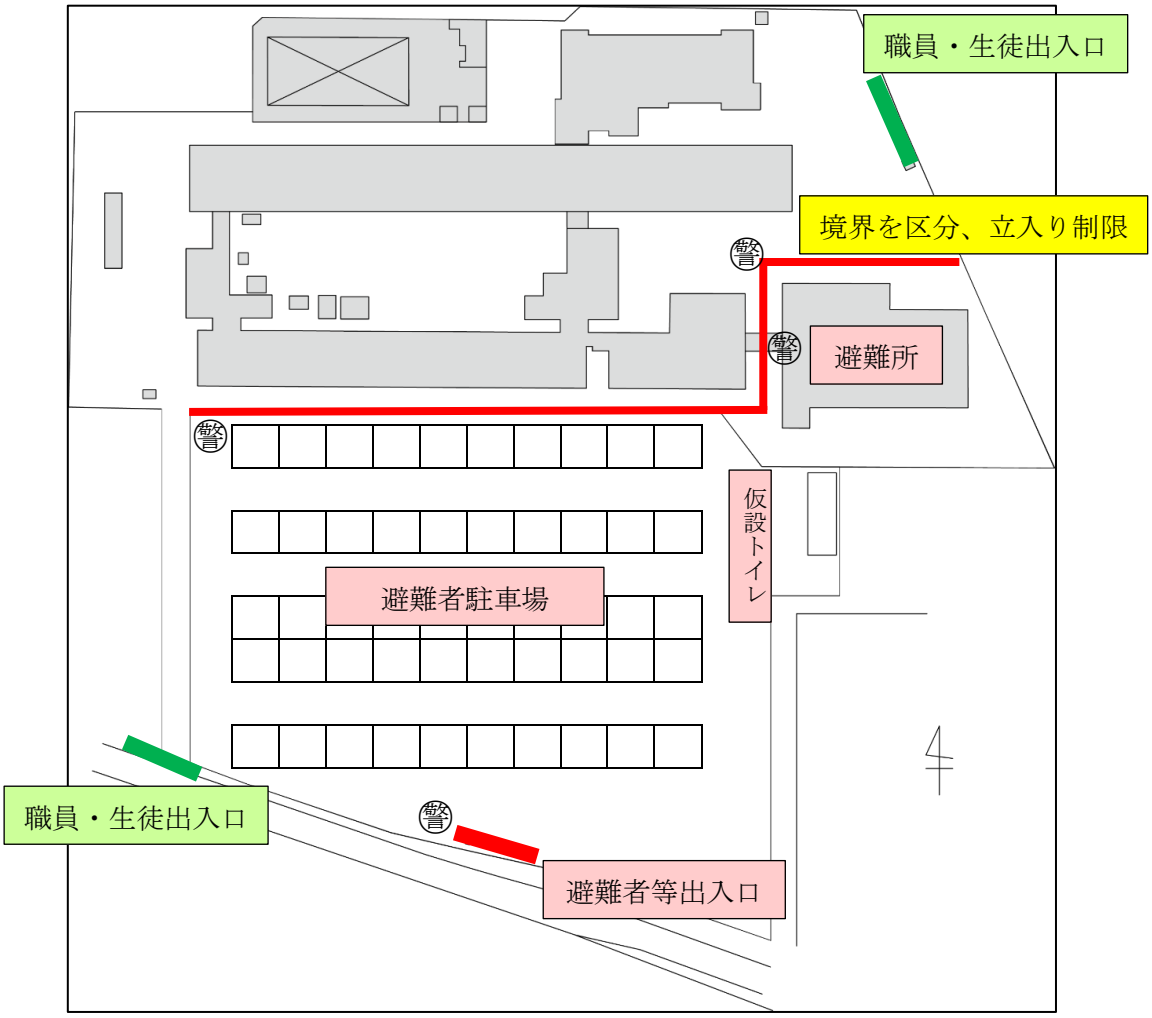

避難所開設要領（一例）

１　避難所及び駐車場

（１）避難所：屋内運動場（体育館）

（２）駐車場：校庭（グランド）

※　駐車スペースは十分に間隔を空け、スズランテープ等で表示し、避難所内の事故、トラブルを防止します。

２　出入口

学校職員、生徒及び関係者と避難者及び関係者の出入口は別に設定（上図は参考）

３　学校地区と避難所地区を区分するため、バリケード（工事用等）を設置し、避難者の学校地区、生徒及び部外者の避難所地区への侵入を防止します。（上図は参考）

４　警備・警戒

出入口、学校との境界の要点に警備・警戒員（避難者又は民間警備会社の警備員等）を配置し、避難所及び学校地区の安全対策を図ります。（上図㊐は参考）